

拝啓

(公) 全日本空手道連盟会長 笹川 堯 様

亡き、師範真野高一先生を通じて御父君、笹川良一先生には大変可愛がって頂いておりました。心より感謝申し上げます。

さて、今回の裁判についての経緯を説明させていただきます。

平成25年夏インターハイ終了後、不詳不明のファックスが八雲学園高校校長及び全国高等学校空手道専門部部長である近藤彰朗氏（以下近藤氏）に届き、それが元となり私の体罰問題という誤解の上に成り立つ事実無根の事件（以下本事件）が発生いたしました。

同年8月に近藤氏から、宇都宮文星女子高等学校（以下当校）に電話連絡があり、それを受け、当校校長である上野一典氏（以下上野校長）が上京し、近藤氏との話し合いがもたれました。結果、上野校長は帰校後、即刻、私に辞職願の提出を求めました。私は、在校生徒、上野校長に迷惑をかけたくないという一心から断腸の思いで辞職願を提出いたしました。しかし、これは私からの説明、釈明を一切させない、一方的な上野校長による、決断でありました。

この決断は、上記ファックスを元にした私が体罰を行ったという誤解の上になされたものであり、私としてはとても承服できるものではありませんでした。私は、決して生徒に対して、一方的な暴力行為である体罰を行っていません。生徒との信頼関係の上に成り立つ指導の一環として、肩を叩くか押すかして、気合を入れたことはあるが、これは決して体罰ではないのです。（体罰でなかったことは、今回の裁判において証明されています。）

こうした私の指導方法を体罰と誤解されたまま放置することは、在校生徒並びに歴代生徒たちの栄光を傷つけることであり、さらには私自身の人生の尊厳を奪われることになります。

私は決死の思いで、上京し、近藤氏に直接合って本事件の真実について説明をいたしました。その結果、誤解は解かれ、近藤氏は（公）全国空手道連盟（以下全空連）への報告はせず、問題化しないことを約束してくれました。

これにて本事件の解決がなされたと思いましたが、近藤氏は全空連の倫理委員会の委員という立場でありながら、栃木県高体連空手道専門部の部長大塚雄一氏（以下大塚氏）に指示を与え、下記決定をさせたのです。この決定は大塚氏が内容を良く理解しないまま、あるいは、体罰があったと誤解した専門部委員長坂口達男氏の話を一方的に信じたと考えられるもので、私にとって大変不名誉な決定となりました。

〔栃木県高体連空手道専門部決定事項〕

※栃木県高体連空手道専門部常任委員解任。

※今後、高体連空手道専門部の指導者としては、認めない。

※栃木県高体連空手道専門部主催の空手道大会での、審判員及び委員としての参加を認めない。また、参加生徒への指示を認めない。

さらに近藤氏は、体罰があり事実確認がなされた上での処分になっていると前述の約束を完全に反故する内容を、平成25年10月7日に全空連専務理事有竹隆佐氏を介して、全空連に報告をしているのです。これは誠に遺憾であり、まさに私の人生の尊厳を奪う行為でありました。

上記経緯を踏まえて、本事件について話し合いで解決することを期待しておりましたが、かなわず、今回の裁判に至りました。

裁判の結果はご承知の通り、体罰の誤解が解かれると同時に今後私も体罰と誤解される行為を一切しないことで、会員資格が回復されるという和解が成立いたしました。

その結果に伴い、平成27年12月11日の全空連理事会における笹川会長の英知ある判断によって、上記決定事項は解除され、全空連から無期限資格停止の全面解除の通知が私に届きました。笹川会長の英断により、本事件は解決し、私の人生の尊厳は守られました。

しかし、本事件が解決したにもかかわらず、誤解の上で成された私への処分がいまだ取り消されていない状況があります。この状況を改善するため、また本事件により著しく傷つけられた私の名誉を回復するため、以下3件の願望がございます。

①（公）全国空手道連盟に対する願望

全空連は事実誤認の上で理不尽な資格停止を行ったにもかかわらず、その間、更新がなされなかったという理由で私の審判資格を全国組手審判から地区組手審判に降格させました。和解が成立し会員資格が回復された現在、これは、受け入れがたい降格であり、全国組手審判資格の維持、または私にとって不可抗力であった更新の機会を得られる手段の提供を願望いたします。

②（公）栃木県空手道連盟に対する願望

（公）栃木県空手道連盟（以下栃空連）は、平成25年12月19日付の全空連からの倫理規定違反に係る処分の通知を受け取り、私に対して事実確認の調査もせず話す場も与えず即刻、連盟除名という非常に重い処分を下しました。本来、上部組織である全

空連から会員を守る立場であるはずの栃空連の誠に血も涙も無い処罰です。これは、当時副会長の役職にあった私を栃空連会長平池秀光氏、理事長高橋福雄氏の名のもとに強制的に行われた極めて強引な処罰でありました。

今回の裁判の結果から、栃空連除名もまた、事実誤認の上での処分であることは明白であり、全空連資格停止の処分が解除された現在、当然、栃空連もまた、速やかに私の栃空連除名を解除し、栃空連副会長職を復帰させるものと思っておりました。

しかし、平成27年12月11日の全空連無期限資格停止取消発表後、現在においても栃空連は一切そのような対応していません。

栃空連には、即刻私への処分の取り消しと役職の復帰を願望いたします。また、栃空連除名の強引な経緯の中で、私は栃空連副会長猪越省介氏（以下猪越氏）から栃空連辞任を強要する電話による恐喝を受けました。（恐喝については、裁判で、審議され、裁判記録として認定されています。）猪越氏の心からの反省と謝罪を求めます。

さらに、栃木県立宇都宮商業高等学校長及び栃木県高等学校体育連盟空手道専門部長である大塚氏は事実誤認の上で上記〔栃木県高体連空手道専門部決定事項〕を決定し、それが現在、全面解除されたにもかかわらず、栃木県高体連空手道専門部各校にその事実の報告がなされていません。速やかな事実報告を願望すると同時に、のちに覆るような決定を下し私の名誉を著しく傷つけた大塚氏の心からの反省と謝罪を求めます。

（以上の状況は、栃木県知事福田富一氏に伝えており、すでに知事から栃木県体育協会へ報告済みである。栃木県体育協会はこの報告を重く受け止めていると連絡がありました。）

③八雲学園高校校長及び全国高等学校空手道専門部部長近藤彰朗氏に対する願望

私と上述の約束をしたにもかかわらず、本事件を問題化し、泥沼化させた全国高等学校空手道専門部部長である近藤氏から各都道府県の高体連専門部へ本裁判の結果及び体罰が誤解であった事実の報告がまだされていません。速やかにこれを報告し、近藤氏自身から私との約束を反故にしたこと、本事件を問題化したことに対して、心からの反省と謝罪を求めます。

最後に（公）全日本空手道連盟会長笹川堯様、全空連が私に対して処分を解除したのと同様に、栃空連が私に対して行った誤解に基づく処分を即刻撤回するよう、傷ついた私の名誉が速やかに回復されるよう英知あるご指導を願望いたします。空手界発展の為にもさらなる英知ある判断を重ねて心より願望いたします。

空手家 松本俊夫
敬具

裁 判 経 過

※平成２６年１２月１０日

東京地裁について

原 告

被 告

裁判官和解条項案提示

松本俊夫

(公) 全日本空手道連盟

賛成

反対

※平成２７年 ３月３１日

東京地裁について

原 告 全面勝訴

判 決 言 渡

上野一典校長被告(公)全日本空手道連盟の証人に立つ

松本俊夫の無期限会員資格停止処分 無効

原告訴訟費用は被告(公)全日本空手道連盟の負担

※平成２７年 ４月１３日

東京高裁について

訴訟人 (被告)

被訴訟人 (原告)

(公) 全日本空手道連盟判決全部不服であるから訴訟二審を提起

二審受けて立つ

※平成２７年 ６月２５日

東京高裁について

訴訟人 (被告)

判 決 言 渡

(公) 全日本空手道連盟に和解勧告命令

※平成２７年 ９月２８日

東京高裁について

訴訟人 (被告)

判 決

原告の会員資格回復の為の理事会決議の手続きを行う、手続きを行
わたなかったときは自動的原告の会員資格回復とする

※平成２７年１２月１１日

日本空手道会館にて

訴訟人 (被告)

(公) 全日本空手道連盟会員資格停止解除の為の理事会を開き

理事全員賛成結果笹川会長より原告の会員資格停止解除命令

※平成２７年１２月２４日

(公) 全日本空手道連盟会員資格停止解除決定の通知あり

以上

平成26年（ワ） 第13803号

原告 松本俊夫

被告 公益財団法人全日本空手道連盟

平成26年12月10日

御 連 絡

双方代理人 殿

東京地方裁判所民事第8部

裁判官 秋 吉 信 彦

標記事件について、双方のご意見を踏まえ、
下記のとおり和解条項案を提示しますので、ご検討下さい。
修正希望等がある場合には、早急にご連絡下さい。

記

- 1 原告は、生徒に対し、気合を入れるなどの目的で、その頬や肩に手をあてて押すなどの行為をしたことを認め、今後は、そのような行為も含めて、体罰と認識されるおそれのある行為を一切しないことを約束する。
- 2 被告は、原告の上記意思表示を踏まえ、早急に、原告の会員資格を回復させる措置をとるものとする。

以上

平成27年3月31日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成26年(ワ)第13803号 会員資格無期限停止処分無効確認請求事件

(口頭弁論終結の日・平成26年12月9日)

判 決

栃木県栃木市城内町2丁目28番9号

原 告

同訴訟代理人弁護士

松 本 俊 夫

大 山 勉

東京都江東区辰巳一丁目1番20号

被 告

同 代 表 者 代 理 事

同訴訟代理人弁護士

公益財団法人全日本空手道同盟

笹川 堯

篠原 由宏

主 文

1 被告が原告に対し平成25年12月6日付けでした会員資格無期限停止処分が無効であることを確認する。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文第1項に同旨

第2 事実の概要

1 被告は、空手道の普及奨励等を事業とする公益財団法人である。原告は、平成25年12月6日当時、被告の会員であった。また、原告は、同年8月30日まで、宇都宮文星女子高等学校の護身道部の監督(外部講師)を務めていた。

同年12月26日、被告は、原告に対し、その会員資格を無期限停止とする処分(以下「本件処分」という。)をした。その理由は、同年8月6～9日に長崎県内で開催された全国高等学校総合体育大会(インターハイ)の会場又は練習場において原告が上記護身道部の指導中に体罰(以下本件体罰という。)を行い、それが被告の倫理規程第4条1項違反に当たる、というものであった。同規程4条1項は、「本連盟関係者は次の行為をしてはならない。」(1)身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等を行うこと。

(以下略)」と規定している。(甲3, 9)

2 本件において原告は、「①原告が本件体罰を行った事実はなく、また、②原告に十分な弁明の機会が与えられなかったから、本件処分は無効である」旨主張して、被告に対し、本件処分の無効確認を求めている。

3 これに対し、被告は、「①原告が本件体罰を行った事実は存在し、②原告には十分な弁明の機会が与えられているから、本件処分は無効ではない」と旨主張している。

第3 当裁判所の判断

1 本件体罰の在否について

原告による本件体罰の存在を推認させる方向に働く事情としては、①原告自身が、宇都宮文星女子高等学校の上野一典学校長（以下「上野校長」という。）宛ての平成25年8月30日付け「始末書」（甲3の資料3-1、以下「本件始末書」という。）を作成し、そこに「私は、長崎インターハイで体罰をしました。責任をとり、教師として辞職いたします。」と手書きして、これを上野校長に提出し、これを受けた上野校長が、公益財団法人全国高等学校体育連盟の空手道専門部部長に対し、同年9月2日付け報告書（甲3の資料3-3）により、本件体罰について「本人及び部員に対し調査した結果、事実と確認されました」等と報告していること、②「宇都宮文星高校の空手部の監督が、生徒に体罰をしている行為が、近隣の方に見られ、注意を受けています」等と述べる電子メール（甲3の資料1）が大分県教育庁に送信され、また、「栃木県文星高校の監督が生徒を何発もなぐっている所を見ました」等と述べる手紙（甲3の資料2）が長崎県教育庁体育課に送付されていること、③被告が、同年11月27日付け文書により、原告に対し、本件体罰に関する「被告書の内容について事実と違背する点またはご意見があれば、本書到達後7日以内に当連盟宛に文書をもってご提出されるよう通知」しており（甲3の資料8）、さらに、同年12月19日付け文書により、原告に対し、本件処分をした旨通知するとともに、「不服の場合は、本通知到着後14日以内に、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に書面をもって上訴を申し立てることができる」との教示をしているにもかかわらず（甲3資料10-1）、原告が各期間内に何ら異議等を述べなかったこと、などが見受けられる。

しかしながら、まず上記①については、原告が本人尋問において「生徒や上野校長に迷惑をかけられないと思ったので、提示された文案どおりに本件始末書を書いた」旨述べているところ（反訳書5～6頁等）、上野校長も、被告申出による証人尋問においては、「原告に話を聞いた際、原告は『肩を叩くか押すかして、気合いを入れたことはあるが、暴力を振るった事実はなく、そのつもりもない』という趣旨のことを述べていたものの、『学校に迷惑はかけられない』と言って本件始末書を書いた」旨及び「生徒指

導の教員が護身道部の生徒8名前後にも聞いたが、生徒たちは直筆の書面で『頼んで気合いを入れてもらっています』等と述べた」旨の証言をしており（反訳書6，8，9，13，14，18頁等）、かかる供述状況も考慮すると、原告が本件始末書を作成した事実等をもって本件体罰の存在推認することが困難である。上記②については、送信者・送付者が不明であり、そのためその具体的な目撃内容も不明であり、上記のとおり護身道部の生徒が「気合いを入れてもらった」等と述べていることなども考慮すると、これらの電子メールや手紙の存在をもって本件体罰の存在を推認することも困難である。上記③については、上記①及び②の証拠価値が上記の程度にとどまる以上、原告のそのような対応のみをもって本件体罰の存在を推認することは困難である。

その他、原告が本件体罰を行った事実を認めるに足りる証拠はなく、同事実を認定することはできない。

2 結論

以上の通り、本件処分の根拠とされた事実が認められない以上、その余の争点につき判断するまでもなく、本件処分は無効であるといわざるを得ない。なお、被告は、原告の所属団体である宇都宮文星女子高等学校の学校長が直接調査して認定した事実を被告が無視して独自に判断することはできない等とも主張するが、そのように解すべき法令上の根拠はなく、採用することができない。

よって、原告の請求は理由があるので、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第8部

裁判官

秋 吉 信 彦

これは正本である。

平成 27 年 3 月 31 日

東京地方裁判所民事第 8 部

裁判所書記官 加藤 大 貴

受命裁判官認印

和 解 調 書

事 件 の 表 示	平成 2 7 年（ネ） 2 8 3 0 号
期 日	平成 2 7 年 9 月 2 8 日 午前 1 0 時 3 0 分
場 所	東京都裁判所第 2 4 民事部和解室
受命 裁判官	河 本 晶 子
裁判所 書記官	伊 藤 博
出頭した当事者等	控訴人代理人 篠 原 由 宏 被控訴人代理人 大 山 勉

手続きの要領等

当事者間に次のとおり和解が成立した。

第 1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり。

第 2 請求表示

請求の趣旨及び原因（事案の概要）は、原判決（東京地方裁判所平成 2 6 年（ワ）第 1 3 8 0 3 号）記載のとおりであるから、これを引用する。

第 3 和解条項

別紙和解状況記載のとおり。

裁判所書記官 伊藤 博

(別紙)

当 事 者 目 録

東京都江東区辰巳 1 丁目 1 番 2 0 号

控訴人

公益財団法人全日本空手道連盟

同代表者代表理事

笹 川 堯

同訴訟代理人弁護士

篠 原 由宏

栃木県栃木市城内町 2 丁目 2 8 番 9 号

被控訴人

松 本 俊 夫

同訴訟代理人弁護士

大 山 勉

以上

(別紙)

和 解 条 項

- 1 控訴人は、被控訴人の反省の態度等の諸般の事情を考慮して、被控訴人の会員資格を回復する措置を講じることとし、平成27年12月25日までに、被控訴人の会員資格回復のために必要な理事手続を行う。
- 2 控訴人が前項の期限までに被控訴人の会員資格回復のための手続を行わなかったときは、被控訴人は自動的に控訴人の会員資格を回復するものとし、控訴人は、被控訴人に対し、平成27年12月26日以降、控訴人の主催する公式試合等において被告人を有資格者の指導員として取り扱うことを約束する。
- 3 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- 4 訴訟費用は、第1，2審を通じ、各自の負担とする。

以上

これは正本である。

平成 27 年 9 月 30 日

東京高等裁判所第24民事部

裁判所書記官 伊 藤

博

